

東京圏から岐阜県へ移住される方へ！

岐阜県内へ移住し、起業や就業する方を応援します！



支援金の額

単身者：60万円、世帯：100万円

起業の場合、最大200万円がプラス



申請対象者

東京23区（在住者又は通勤者）から岐阜県へ移住し、都道府県が選定した中小企業等の求人（※1）に応募し就業した方、又は社会的事業分野で起業した方（※2）。

詳しい要件は
裏面をご確認ください。

※1 対象となる中小企業等の求人とは？

⇒ 岐阜県では、岐阜県中小企業総合人材確保センター（通称「ジンサポ！ぎふ」）のホームページ内に開設するマッチングサイトに移住支援金の対象求人を掲載します。詳しくは下記サイトをご確認ください。

マッチングサイトURL：https://www.jinzai-gifu.jp/ujj_turn

ジンサポ！ぎふ で 検索

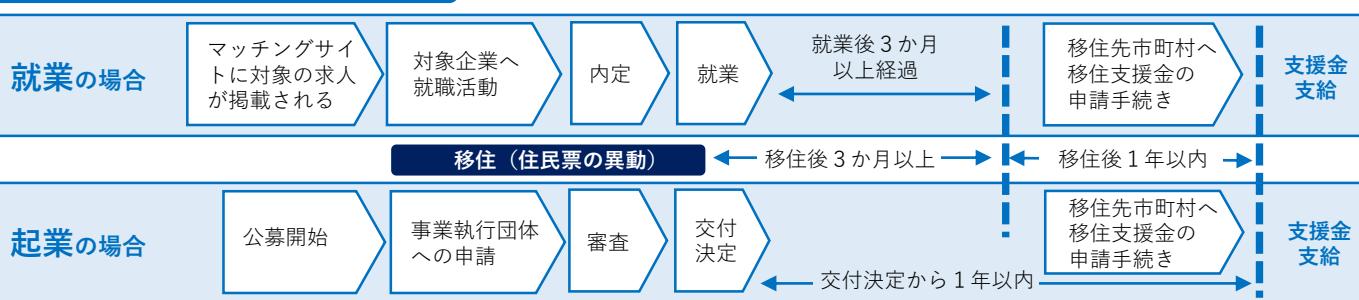


※2 社会的事業分野での起業とは？

⇒ まちづくりの推進、過疎地域等活性化などの社会的事業分野において、地域課題の解決を目的とする新たな起業です。補助を受けるには、社会性、事業性、必要性の観点での審査があります。

移住支援金の交付までの流れ

申請のタイミングにご注意ください！



下記の項目に全て当てはまる場合、移住支援金の対象となる可能性があります。移住先の市町村の担当窓口へご相談ください。

移住支援金の対象 チェックリスト

(共通)

- 次のいずれかに該当する。
- 住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していた。
- 住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（※）以外の地域に在住し、かつ、住民票を移す3か月前の時点において、連続して5年以上、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）をしていた（連続して5年以上通勤していた東京23区の企業等を辞めてから、住民票を移すまでの間に、東京23区外であって移住先とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原則として除く。）。

※【一都三県の条件不利地域の市町村】

- ・東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- ・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- ・千葉県：館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- ・神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

- 2019年4月以降に、岐阜県内へ転入した。
- 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内である。
- 転入先の市町村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思がある。
⇒ **5年以内に転出した場合、支援金の返還対象となる可能性がありますのでご注意ください。**
- 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない。
- 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する

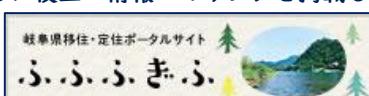
(就業の場合)

- 就業先が、国の移住支援事業に係る都道府県の運営するマッチングサイトに掲載されている求人のうち、当該都道府県が移住支援金の申請対象として選定している求人である。
- 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でない。
- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職している。
- 上記求人への応募日が、マッチングサイトに移住支援金の対象として求人が掲載された日以降である。
- 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有している。
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である。

(起業の場合)

- 申請日以前の1年以内に岐阜県地域課題解決型創業支援事業の交付決定を受けている。

岐阜県移住定住ポータルサイト「ふふふぎふ」では、先輩移住者へのインタビュー、子育て、医療などの暮らしに役立つ情報へのリンクを掲載しています。



岐阜県移住体験Web「Classca-gifu」では、地域の暮らしに関わる体験イベントを隨時掲載・更新しています。地域とあなたをつなぐ第一歩をお手伝いします。

